

<別 表>

## 役員及び評議員の報酬等の支払い基準表

### 報酬

#### 【常勤理事の報酬】

月額100,000円までを限度として支給することができる。

※ただし、職員給与を受けている理事は無報酬とする。

#### 【非常勤理事の報酬】

理事会及び評議員会出席の都度、日当として一人一律5,000円

#### 【監事の報酬】

理事会及び評議員会出席の都度、日当として一人一律5,000円

監事監査指導業務を行った場合、日当として一人一律5,000円

#### 【評議員】

評議員会出席の都度、日当として一人一律5,000円

### 交通費

#### 【常勤理事の通勤費】

本規定第5条のとおり

#### 【非常勤理事及び監事の通勤費】

安来市（旧）広瀬地区内在住：なし

安来市内（旧）広瀬地区外在住：理事会等出席の都度500円

安来市外在住：理事会等出席の都度1,000円

（但し、公共交通機関を利用した場合は実費を支給）

#### 【評議員の通勤費】

安来市（旧）広瀬地区内在住：なし

安来市内（旧）広瀬地区外在住：評議員会出席の都度500円

安来市外在住：評議員会出席の都度1,000円

（但し、公共交通機関を利用した場合は実費を支給）